#### 第1章 NPO法人とは?

∼NPO法の改正点と認定NPO制度、定款の重要性

## 「組織」づくりをしてこそ、 NPO法人になる意味があります。

#### (1) 仲間と協力してやるから「NPO法人」の意味があります。

皆さんは、なぜ団体を結成したのでしょうか?逆に言うと、なぜ「自分だけ」でやらなかったのでしょうか?多くの場合、それは志を共にし、一緒に活動する「仲間」が必要だったからだと思います。自分だけではできない社会貢献や社会変革を、仲間と協力して実現していくための道具・仕組みとして、NPO法人制度は存在しています。

#### ② 組織 (NPO法人) には、 明確な「目的」と「目標」が不可欠です。

多くの仲間に参加してもらいながら活動していく以上、NPO 法人には、明確な「目的(何のために存在しているのか?)」と「目標(何を達成したいのか?)」が不可欠です。自分の団体の目的と目標を明確に定め、役職員や支援者の中で共有していくことが必要です。

#### ③ 分業は組織づくりの基本です。

一人で全ての仕事は出来ません。仕事を一人で抱え込まず、適切に分担しましょう。小さな組織であっても、誰が何を担当するのか「役割図(組織図)」をつくってみましょう。職員での分担は一般的ですが、理事でも各々の得意分野を活かして、総務担当の理事や事業担当の理事を置いているNPO法人もあります。また、NPO法人はフラットなことが多い組織です。企業とは違うことが多いので気を付けましょう。

NPO法人制度は、単なる法人格の制度ではありません。社会問題の解決を、自分一人でなく、様々な人々と協力して行っていくための道具・仕組みです。このことを頭に入れて、組織を上手にデザインしましょう。

#### (4) 組織はかなり自由に設計できます。

NPO法上義務付けられているものは、社員総会・理事・監事など、そう多くはありません。NPO法に規定がないものについても、定款で定めるなどして設置することが可能です。例えば、顧問や評議員会、アドバイザー、諮問委員会、サポーターの会、地方支部など必要に応じて工夫することができます。

#### ⑤ 定款が組織づくりの基本です。 定款をしっかり作り、内容を共有しましょう。

NPO法人の名称から目的、所在地、事業の種類、意志決定の機関とその方法など、組織づくりの基本は「定款」です。NPO法では、定款に基づいて団体自身が組織の統治を行っていく「団体自治」がとても重視されています。日本という国が日本国憲法に基づいて、統治されているように、NPO法人は定款に基づいて意思決定がなされ、運営されて行きます。つまり、皆さんの団体の「憲法」のようなものです。定款はしっかり作り、内容は必ず共有しましょう。

#### ⑥ 組織の基盤整備・維持に必要な資源を確保しましょう。

事業に必要というだけでなく、NPO法人を組織として構築・維持していくためにも〈ヒト・モノ・カネ〉といった資源が必要です。日本では、組織基盤整備への助成金は少なく、委託事業でも一般管理費はなかなか認められないのが現状です。会費や寄付、自主事業といった使途制約の少ない財源を開拓しましょう。

**10** 第1章 NPO 法人とは? 第1章 NPO 法人とは? **11** 

## 定款と組織の文化が一体となるように 法人設計しましょう。

#### ① 法人としての運営体制を、 理事会主導型か、総会主導型か明確に分けましょう。

NPO法人の運営のあり方は、理事会が主導して意思決定を行う「理事会主導型」と、 社員総会が主導して意思決定を行う「総会主導型」の2種類があります。NPO法人の 活動内容や組織の性格によって、定款でどちらか明確に分けましょう。社員の数が 少なければ、総会主導型でも問題ないと思われますが、社員数が多いと理事会主導 型の方が機動的に運営できるでしょう。決定権や決定内容など、団体の活動内容に よって定款をしっかり定めましょう。

# ② 正会員(社員)以外の会員制度を設ける場合には、その会員の性格を明確にしておきましょう。

総会での議決権を持つ正会員(社員)は、NPO法人として必須のものです。社員無しにNPO法人は存在しえません。しかし、それ以外の会員制度を設けるか設けないかは、法人が自由に決めることができます。利用会員や賛助会員などの会員種別を設ける場合は、それらの会員の性格を明確にしておきましょう。会費を滞納した場合の扱いも明記しておきましょう。

# ③ 理事会・総会の開催や決定事項を、 会員・理事・監事に伝える方法を明確にしましょう。

理事会・総会の開催や決定事項などは、会員・理事・監事に適切な方法で伝えていきましょう。通常、最低年1回は活動(事業)報告書を会員や支援者へ郵送していることが多いと思います。メーリングリストやファックス等でこまめにコミュニケーションをとっていくことも重要です。団体の状況について、関係者が共有認識を持つことが組織力アップのポイントです。

組織のデザインを考える上で、基本となるのはNPO法人の「定款」です。自団体のミッション(使命)やステークホルダー、組織文化、事務局体制などを踏まえて、これらが全体として統一感をもつように定款を作りましょう。

#### ④ 事業のくくり方も 組織のやっている実情に合うものとしましょう。

定款における事業のくくり方は実態に即したものした方が無難です。あまりに細かく規定したり、当面行う予定のない事業を記載していると、法人運営に支障が出ます。また、昨年の東日本大震災のように、NPO法人には突発的に事業展開が求められることもあります。こうした事態に柔軟に対応できるよう、事業の種類には、「その他目的を達成するために必要な事業」などを入れておきましょう。

#### ⑤ 定款変更や解散・合併の方法も きちんと検討しておきましょう。

現代社会は非常に変化が激しいものです。皆さんのNPO法人に求められる役割や事業も、時間を経るに従い、設立当初とは変化してくるでしょう。ある事業から撤退したり、新規事業を開拓したりすることはよくあります。そうした際、多くの場合は定款の変更が必要になります。変更に必要な手続きを頭に入れておきましょう。また、解散や合併する団体も今後は増加が見込まれます。他人事と思わず、今から検討しておきましょう。

**12** 第1章 NPO 法人とは? 第1章 NPO 法人とは? **13** 

第1章 NPO法人とは? ~NPO法の改正点と認定NPO制度、定款の重要性

組織設計(定款)は 会計·稅務·認定取得·労務· ファンドレイジングにも重要です。

#### (1) 定款は、NPO 法人運営の様々な面に関係します。

団体の憲法である定款は法人運営の様々な面に関係してきます。法人設立を行政 書士など専門家に依頼した場合であっても、理事・監事・事務局長である皆さんは、 必ず自分の団体の定款を読み直し、内容を把握しましょう。定款を把握せずに日々の 運営を行うと、知らず知らずの内に、定款を逸脱した事業・組織運営を行ってしまい、 所轄庁から「改善命令」や「認証・認定取消」を受ける可能性もあります。こうなると、 せっかく現場の活動で積み上げた信頼もガタ落ちです。

また、今回のNPO法改正をフル活用していくためにも、「定款」は非常に重要です。

#### (2) 定款は、会計や経理の実務に影響します。

定款あるいは会員規則等で、あまりに複雑な会員種別や会費設定を行っていると、 日々の経理が大変です。また、NPO 法上の「その他の事業」に関する会計は区分経理 が必要となっていますので、注意してください。

#### (3) 定款は、認定取得や税務にも関係してきます。

皆さんの団体が「認定NPO法人」になる際にも、定款が重要です。認定を受ける ための要件には、「定款において社員の表決権は平等かどうか」など直接関係あるも のもあります。また、関心の高い点である「賛助会費を寄付扱いできるか」は定款中 の位置づけなどから判断が行われます。役員に関する要件をクリアするためには、 役員定数の増員が必要になるかもしれません。

税務についても、法人税や消費税の申告の際に、会員種別等が判断基準になる場合 もあります。

自団体の定款をじっくり読んだことはありますか?定款は、予想以上に様々な面で、 NPO法人の運営に関わってくるものです。定款をうまく活用することで、NPO法人 の運営や事業展開はもっと改善できます。

#### (4) 定款は、人事や労務にも大きく関係があります。

理事・監事・事務局長の選任・解任方法や職務上の権限、事務局職員の人事権など、 定款は、人事や労務にも大きく影響します。人事については、揉めることが多い点で すので、しっかり検討し明記しておきましょう。また、代表権が与えられている理事 長や代表理事は、他の職員と同じように働いている場合でも、社会保険には加入でき ますが、労災保険・雇用保険には原則加入できません。他の理事は、職員としても 働いていれば社会保険・雇用保険・労災保険に加入できます。

#### (5) 定款は、ファンドレイジングにも重要です。

NPO 法人のファンドレイジング (資金集め) においても、定款が重要となります。 入会や寄付をお願いしていく上で、受け皿となる会員種別や入会費・会費設定、 会員特典の有無などは重要でしょう。

また、NPO法人は定款で定めれば、特定非営利活動の資金確保を目的とした「その 他の事業」を行うことができます。ホームページ・会報の広告枠販売や、自動販売機・ 駐車場の経営、チャリティイベント開催などがよくある事例です。うまく活用しましょう。

第 1 章 NPO 法人とは? 第 1 章 NPO 法人とは?

## 改正NPO法で、 NPO法人の仕組みが大きく変わりました。

#### ① 今年4月1日からNPO法が大改正されました。

2012年4月1日から、大きく改正された新しいNPO法がスタートしました。この 改正で、より活動しやすく透明性の高い制度へ、仕組みが大幅に変更になりました。 NPO法人制度は新しいステージに進んだと言えます。改正を受けて、NPO法人側で 定款を変更したり、提出書類を変えるなどの対応が必要なケースもあります。改正内 容をしっかり学び、フル活用しましょう。

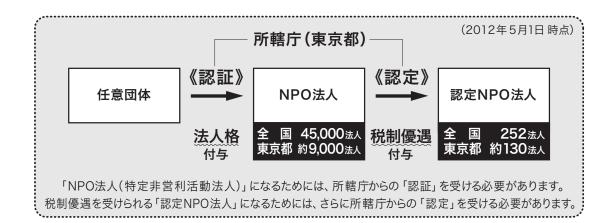
#### ② 新寄付税制・NPO法人会計基準についても 押さえておきましょう。

4月1日施行の改正 NPO 法と合わせて、内容を押さえておきたいのが「新寄付税制」と「NPO 法人会計基準」です。 どちらも NPO 法人の運営・組織を考える上で、とても 重要なものとなっています。 認定取得にも大きく関わってきます。「改正 NPO 法」・「新寄付税制」・「NPO 法人会計基準」の3点セットを押さえておきましょう。

# ③ 「認証」も「認定」も 所轄庁(都道府県・政令市)が行うことになりました。

これまでNPO法人を立ち上げるための「設立認証・定款変更認証(以下、「認証」)」は、内閣府と都道府県が分担して行っていました。一方、税制優遇を受けるために必要な「認定」は国税庁国税局が行ってきました。これが今回の改正で、「認証」も「認定」も、主たる事務所のある所轄庁(都道府県・政令市)が行うことになりました。皆さんの場合、今後は東京都が「認証」と「認定」を担当する所轄庁になります。
(右ページ図参照)

今回の改正で、NPO法は新しく生まれ変わりました。バラバラだった法人設立と 優遇税制の仕組みがNPO法に統合され、一元化されたほか、より使いやすく、 信頼性の高い制度へ様々な点が改正されています。



#### ④ 「NPO法人会計基準」が推奨され、 会計報告の書類形式が変わりました。

これまでの「収支計算書」に代わり、「活動計算書」が会計報告書類として位置づけられました。この改正は「NPO法人会計基準」を反映したものとなっており、導入が推奨されています。ただし、どの会計基準を選択するか、いつからNPO法人会計基準を導入するか、などは法人の判断によります。

#### (5) 情報公開が強化され、役員登記の方法も変わりました。

代表権を有する理事について、登記の方法が変わりました。これが絶対に外せない 超重要ポイントです。ほぼ100%に近い法人が対象となるはずです。忘れずに、必ず 手続きを行いましょう。他にも、インターネットによる事業報告書等の公開など、 NPO法人の情報公開が強化されています。

#### ⑥ 認定NPO法人取得の要件が緩和され、メリットも増えました。

今まで厳しかった認定取得のための要件が緩和されるとともに、認定 NPO 法人となった際の優遇税制のメリットが手厚くなりました。

**16** 第1章 NPO 法人とは? 第1章 NPO 法人とは? **17** 

〈リファレンス〉

## 改正NPO法で、 NPO法人自身の対応も求められます。

#### (1) 登記の仕方が変わったことに注意しましょう。

今回の改正で、NPO 法人の登記事項に「理事の代表権の制限に関する事項」が 加わり、代表権を理事長のみに限定している場合は、理事長のみが登記されることと なりました。その結果、定款に「理事長(代表理事)は、この法人を代表し、~」と いう規定がある全ての NPO法人で、2012年10月1日までに、代表権の無い理事 について「代表権の喪失」に関する登記手続きが義務付けられています。この手続 きを怠ると、20万円以下の過料に処せられる可能性がある他、認定取得にも影響を 及ぼします。資産の総額の変更登記や理事の辞任・就任・重任などの登記の際には、 必ず一緒に手続きを行ってください。

#### 所轄庁が変わっている場合があります。確認しましょう。

NPO 法人の認証機関は、都道府県・政令市に変更になりました。これまで2県 以上に事務所を有するNPO法人の認証は内閣府が行ってきましたが、4月1日以降、 こうした法人の所轄庁は「主たる事務所のある都道府県」に自動的に移管されています。 東京都に主たる事務所がある NPO 法人については、事業報告書や (年間) 役員名簿 等の提出先や、定款変更の認証・届出の提出先などは全て東京都となります。様式 や書式も変更となる場合もありますので、東京都のホームページで確認しましょう。

#### 定款変更が必要になるかもしれません。確認しましょう。

今回の改正を受けて、定款変更をしなくてはいけない場合や、した方がいい場合 があります。自団体で対応が必要か確認し、該当するようであれば、次の総会で定 款を変更しましょう。(右ページ参照)

> 法務省 「特定非営利活動促進法の一部を改正する 法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて(依命通知)」等について http://www.moi.go.ip/MINJI/minii06 00067.html

NPO法が改正されたことに伴い、私たちNPO法人側が対応しなければいけないこと もあります。今までの手続きや書類が変わることで、最初は戸惑うこともあるかもしれ ませんが、せっかくの改正です。前向きに捉え、積極的に対応していきましょう。

#### ■活動分野の追加

特定非営利活動の分野に「観光の振興」 と「農山漁村・中山間地域の振興」が追加 されました。

現在の活動実態と、今後の活動展開を 踏まえて、活動分野・事業種類の追加 を行いましょう。

#### ■ 届出事項の追加

定款変更の際に、認証を経ずに「届出」で 済む項目が追加されました。

定款中で、届出事項を限定している 場合は修正が必要です。

#### ■みなし総会決議の導入

社員が実際に集まって総会を開催しなく ても、社員全員が同意すれば総会決議が あったものとする「みなし総会決議」が 可能になりました。

みなし総会決議の場合も、 議事録の作成が必須です。 記載事項が通常総会と異なりますので、 定款の変更が必要です。

#### ■用語の変更

「収支計算→活動計算」「収入支出→収益 費用」「(その他事業の)収益→利益」など (■ NPO法上の用語が変更となりました。

改正 NPO 法に合わせる形で、 定款中の用語を修正しましょう。

この機会に、昔の改正内容が反映されているかもチェックしましょう。 意外と定款がそのままになっている法人も多いようです。

#### ■ 予算準拠の削除

NPO法の制定当初盛り込まれていた予算準拠の規定は、2003年の改正で削除されています。 **予算管理を行うかどうかは義務ではありません。団体の実態に応じて判断しましょう。** 

#### ■ 役員任期の伸長

総会で役員を選任することになっている法人は、定款で 定めれば、後任者が選任されるまで役員任期を伸長する ことが 2003 年の改正で可能になりました。

この規定を盛り込んでおかないと総会の 開催が遅れた際などに、手続きがとても 煩雑になります。ぜひ盛り込みましょう。

#### ■ 電磁的方法による表決

定款で定めれば、総会での表決を電子メールなど 電磁的方法によって行うことが2008年の改正で 可能になりました。

会員にとっても便利な規定です。 必要に応じて、盛り込みましょう。

#### ■用語の変更

2003年改正で「収益事業→その他の事業」へ変更 (■ になっています。

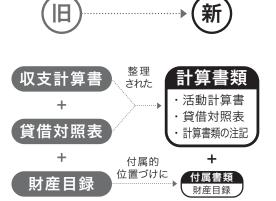
旧 NPO 法上の収益事業と税法上の 収益事業が非常に紛らわしく誤解を 招くので、修正しておきましょう。

第1章 NPO 法人とは? 第1章 NPO 法人とは? 19

# 毎年の報告書類提出や役員変更、定款変更の方法などが変わります。

#### (1) 「収支計算書」が「活動計算書」に代わり、「注記」が加わります。

NPO法人の会計報告が大きく変わります。これまでの「収支計算書」が「活動計算書」に代わり、新たに「注記」が加わります。貸借対照表と合わせて、これらが「計算書類」として整理されました。収支計算書はNPO法人の資金の出入りを記載したものでしたが、活動計算書はNPO法人の活動に関するコストを表現することで、活動実態をより適切に示せるようになります。また、「財産目録」は貸借対照表を補完するものとして位置づけがはっきりしました。事業報告書は変更ありません。



#### (2) 役員名簿の名称と提出方法が変わり、最新の情報が公開されます。

これまでNPO法人の役員に関する情報は、前事業年度の名簿しか提出されていませんでした。このため、現在の役員が誰なのか、市民が分かりづらいことが問題でした。そこで、役員変更があった際は、最新の役員名簿を提出すると共に、事務所でも備え置き・閲覧の対象となります。改正 NPO 法では、以下のように整理されました。

- 役員名簿 … 最新の役員に関する就任状況を記載した書類
- ※ ただし、経過措置として4月1日以降、最初に事業報告書を 提出する際には、一緒に添付する必要あり
- 年間役員名簿 … 従来の「役員名簿」が名称変更したもの。特定の事業年度に関して 役員の就任状況を記載した書類
- 事業年度毎の報告書類提出時に、 前事業年度の年間役員名簿を提出

※これまで通り

「活動計算書」の導入や、最新の定款と役員名簿の提出・公開など、NPO法人の活動実態や組織状況をより正確に、より早く社会に伝えられるような仕組みがスタートします。

#### ③ 届出だけで済む定款変更項目が増え、最新の定款が公開されます。

定款変更の方法も変わりました。これまで、定款変更する際に「届出」で済む項目は「事務所の所在地 (所轄庁が変わらないもの)」や「資産に関する事項」などのみでした。他の事項を変更するには、その度に所轄庁から定款変更の認証を受けなければならず、約4ヶ月かかっていました。これが機動的な運営を考える際の問題でした。そこで、今回の改正では、定款を変更する際に「届出」で済む項目が大幅に拡充しています。

2012年4月1日以降、定款変更が「届出」だけで済むもの※下線の項目が今回追加

- ●事務所の所在地 (所轄庁変更を伴わないもの)
- ●役員の定数に関する事項

●資産に関する事項

- ●会計に関する事項
- ●残余財産の帰属先に関する事項を除く解散に関する事項●事業年度
- ●第11条各号に掲げる事項以外の事項(任意的記載事項) ●公告の方法

また、これら届出だけで済む定款変更項目について、所轄庁に届出書を提出する場合は、「定款変更を行った社員総会の議事録」と「変更後の定款」を添付することになりました。この内、変更後の定款が、最新の定款として所轄庁での情報公開対象となります。一方、定款変更の内容が登記事項である場合は、登記完了後に「定款変更登記完了届」と「登記事項証明書」を提出する手続きが新設されました。

これら一連の改正により、NPO法人の定款・役員名簿について、常に最新の情報が公開されるようになり、透明性がより一層向上できます。

#### 4 解散や合併の方法も変わりました。

解散公告の回数が3回から1回に低減されました。これにより、従来10万円弱かかっていた解散費用が3万円程度に軽減され、解散しやすくなりました。

〈リファレンス〉

内閣府 「特定非営利活動法人の皆様へ〜特定非営利活動促進法が変わります〜」 https://www.npo-homepage.go.jp/about/201204\_kaiseihou\_tsuchi.html

東京都「【重要】平成24年4月以降の書類提出及び登記に関する注意点(平成24年3月30日)」

http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4files/kaisei-chuui2404\_01.htm NPO法人会計基準協議会 「みんなで使おう! NPO 法人会計基準」

プロススム il 基準 励譲去 :p://www.npokaikeikiiun.ip/

**20** 第1章 NPO法人とは? **21** 

#### 第1章 NPO法人とは?

~NPO法の改正点と認定NPO制度、定款の重要性

## NPO法人の 情報公開も強化されます。

#### (1) 事業報告書等は、全ての事務所での備え置きと閲覧が 義務となりました。

定款や事業報告書などの備え置きと利害関係者への閲覧は、これまで「主たる事務 所」のみでしたが、今回の改正で従たる事務所を含む「全ての事務所」にて行うことが 義務付けられました。義務となるのは2012年4月1日から始まる事業年度に関する 書類です。今から準備しておきましょう。

#### (2) 所轄庁で、各法人から提出された事業報告書などの コピーができるようになりました。

NPO 法人が毎年所轄庁に提出している事業報告書や収支計算書は、これまで 「閲覧(書類を見ること)」しかできませんでした。しかし、今回の改正で「謄写(コピー をとること)」も可能になりました。

#### ③ インターネットでの情報公開も大きく広がります。

東京都が所轄庁である法人では、2009年より東京都のNPO法人のポータルサイト で、事業報告書などのインターネット公開がスタートし、皆さんの団体が提出した書類 がPDF化されて、掲載されています。ご存知でしたか?

2012年4月からは、日本の全NPO法人のデータベースである、内閣府の「NPO法人 ポータルサイト」がリニューアルされ、段階的に東京都と同様以上の機能へ拡充される ことになっています。既に、所轄庁が入力した NPO 法人基礎情報 (名称・所在地・ 目的など) に加え、自団体の追加情報 (活動内容や財務情報など) も入力できるように なっています。

一般の市民や他のNPO法人関係者も自由に閲覧できるわけですから、皆さんの団体 にとって恥ずかしくない、分かりやすい報告を行うようにしましょう。

NPO法人制度は、行政による監督がゆるやかである分、情報公開を通じた市民に よる関わりが非常に重要です。今回の改正では、透明性をより一層向上させるため、 情報公開が強化されています。

#### (4) 自主的な情報公開も積極的に行いましょう。

情報公開は、NPO法上義務付けられている内容や方法だけではなく、本来、NPO 法人が自主的に行うことが期待されています。団体のホームページが中心になるかと 思いますが、他にも民間のNPO法人データベースや広報支援サイトなどを活用して、 広く情報をオープンにしていきましょう。また、会員や寄付者、助成元、協働パートナー など密接な関係者には、より丁寧で頻繁なコミュニケーションを心がけましょう。 定款中に、情報公開に関する規定を置くこともできます。

#### (5) 個人情報管理にも注意しましょう。

情報公開と共に、個人情報保護にも注意しましょう。ICT(情報通信技術)の発展 により、現在はちょっとした不注意で大量の個人情報が流出してしまう時代です。 ハード・ソフト両面で対策を講じましょう。

〈リファレンス〉 内閣府 NPO法人ポータルサイト

内閣府 「NPO 法人ポータルサイトで法人情報が登録できるようになりました」 https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/20120419\_portallogin\_annai.pdf

東京都 NPO 法人のポータルサイト

第 1 章 NPO 法人とは? 第 1 章 NPO 法人とは?

#### 認定編

## 認定 NPO 法人が より身近になりました。

#### (1) 認定機関が国税庁から都道府県・政令市に移管され、 相談しやすくなりました。

認定機関が国税庁・局から都道府県・政令市に変更になりました。これまでは、 相談や申請は国税局が担当していたため、やや心理的ハードルがありましたが、今後 は認証の際と同じで、東京都の窓口に行けば大丈夫です。また、認定NPO法人制度 の根拠が、租税特別措置法という法律から、NPO法に変わったことで、税務業務で なくなり、お近くのNPO支援センターなどでも相談しやすくなりました。

#### (2) 仮認定の制度もスタートしました。

寄付がまだ集まっていないNPO法人で、パブリック・サポート・テスト (PST) がクリア できなくても、他の要件を満たせば、寄付税制の一部が利用できる「仮認定制度」 がスタートしました。現状で寄付金収入が0円で、これからファンドレイジングにチャ レンジする団体も、寄付優遇税制を活用して、段階的に認定へステップアップするこ とが可能になりました。ぜひ活用しましよう。

	認定	仮認定
要件※	8つの要件をすべて満たしている	PST以外の7つの要件を満たしている
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間
申請可能な法人	<b>すべてのNPO法人</b> (ただし設立後 1 年を超える期間を経過)	すべてのNPO法人*2015年3月までの経過措置 (ただし設立後1年を超える期間を経過)
税制優遇	①個人が寄付をした場合の寄付金控除 ②法人が寄付をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄付した場合の非課税 ④認定NPO自身のみなし寄付金	①②は認定と同じ *税額控除も適用される 「③の寄付した相続財産の非課税」と 「④のみなし寄付金」は適用なし *仮認定後、認定に移行できなくても 寄付金控除利用者への課税などペナルティはない

<sup>※</sup>要件の詳細は P.40 を参照

今回の改正で、「認証」を受けた NPO 法人が、優遇税制を受けられる「認定 NPO 法人」になるための仕組みも大きく変わり、制度がとても身近になりました。今まで 認定を知らなかった、諦めていた団体も、今こそ申請する大チャンスです!

#### ③ 認定要件も大幅に緩和されています。

仮認定が導入されるとともに、PSTで新しい2つの基準が加わり、相対値基準・ 絶対値基準・条例個別指定の3つの基準から、自分の団体に適したものを1つ選べる ようになりました。また、福祉施設の建設や貴重な里山の買取などを目的とした、 特定資産や積立金が、特定非営利活動に関する事業費用としてカウントできることと なりました。

#### 4 事後チェック体制は強化されました。

仮認定制度の導入などにより、認定 NPO への間口が広がる一方、事後チェックの 体制は強化されています。寄付者を水増ししたり、虚偽の記載をするなど、不正に認定 を取得した場合は、6ヶ月以下の懲役が科せられるなど罰則が強化された他、「立入 検査→勧告→改善命令→認定取消」といった段階的な監督規定が導入されました。

#### ⑤ 旧認定NPO法人は有効期間が切れる前に、 所轄庁の認定を受ける必要があります。

国税庁による認定 NPO 法人 (旧認定 NPO 法人) は、認定有効期間が切れる前に、 所轄庁による認定を受けて、新認定 NPO 法人へ移る必要があります。これにより、税制 優遇は切れ目なく継続されます。また、拡充された「みなし寄付金制度」も使えるよう になります。所轄庁の認定を受ける際は、要件に追加された「社員の表決権が平等で あること」や6項目の欠格事由などに注意が必要です。

第 1 章 NPO 法人とは? 第1章 NPO 法人とは?

#### 認定編

## 認定NPO法人になった際の メリットが大きく広がりました。

## 1 寄付金額の最大約50%が減税される「寄付金税額控除」が導入されました。

これまで、認定NPO法人へ「個人」が寄付した際の寄付金控除には「所得控除」しかありませんでした。この方式では、寄付者の所得が低い場合、実際の減税額が非常に少ないのが課題でした。そこで、昨年の新寄付税制で「寄付金税額控除」が導入されました。この方式であれば、1万円を認定 NPO に寄付すると最大で4千円が減税となり寄付者に戻ることになります。

**寄付金控除は次の算式で計算します。**(税額控除方式の場合)

(寄付金額\*1-2,000円)×50%\*2=減税額

- ※1 その年中に「認定NPO法人」に寄付をした金額の合計
- ※2 住民税を含めた割合です。住民税の控除割合は最大10%ですが、これは各自治体によって違います。

#### ② 企業が寄付した際の特別損金算入枠も拡充されました。

さらに、企業や各種組合など「法人」が認定NPO法人に寄付した際の優遇税制も拡充されました。これにより、企業などが寄付した先が認定NPO法人であれば、NPO法人と比較して5倍程度損金算入できる(経費として認められる)ことになりました。

特別損金算入枠:一般損金算入枠とは別に、認定NPO法人にある特別枠です

(資本金等の額×0.375% + 所得金額×6.25%)× $\frac{1}{2}$ 

#### ③ 相続財産の寄付でも非課税措置の適用があります。

相続人や遺贈により財産を取得した方が、認定 NPO 法人に相続財産を寄付した場合も優遇税制があります。認定 NPO 法人に寄付した相続財産は、相続税の計算対象から外れ、非課税となります。認定 NPO であることが決め手の一つとなって、相続財産を寄付された事例も徐々に増加しています。

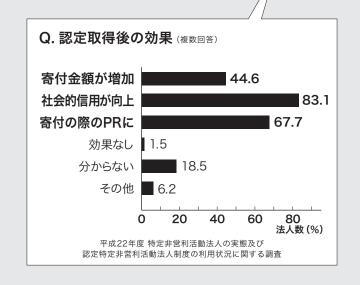
今回の改正で、認定取得後のメリットが大幅に拡充されました。これまで寄付税制が 不十分であることが日本における寄付文化の阻害要因とされていましたが、これで 諸外国と比べても、先進的で画期的な税制が実現しました。活用しない手はありません!

#### (4) みなし譲渡課税の非課税措置の適用もあります。

少し難しい話ですが、土地・建物などの「不動産」や株式などの「有価証券」を 寄付した際には時価評価して計算した値上がり分について「みなし譲渡課税」という 仕組みで課税があります。左記の3つと違い、認定 NPO 法人であれば自動的に適用 となるわけではありませんが、国税庁長官の承認を得れば、不動産や有価証券の寄 付についても非課税措置が受けられます。専門家に相談しましょう。

#### 〈NPO法人〉→〈認定NPO法人〉になると、 次のようなメリットがあり、活動がしやすくなります。

- 税制優遇されるので、寄付が集めやすくなる。
- 社会的信頼性が向上し、企業や行政とも協働しやすくなる。
- 内部管理がしっかりする。スタッフの意識が向上する。
- 情報公開が強化され、団体の透明性が増す。



26第1章 NPO 法人とは?27

#### 第1章 NPO法人とは?

~NPO法の改正点と認定NPO制度、定款の重要性

#### 認定編

## 事業型NPO法人も 認定を取得する価値があります。

#### (1) 法人税の軽減制度(みなし寄付金制度)が拡大されました。

収益事業にかかってくる法人税の軽減制度「みなし寄附金制度」について、利用の上限額が「所得金額の50%または200万円どちらか大きい方」に拡大されました。これにより、認定 NPO 法人の収益事業に課税される法人税が大幅に軽減されることになりました。例えば、収益事業の利益が200万円出ている場合であっても、フル活用すれば、法人税負担が0円になります。ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスで頑張っている事業型NPO法人の皆さんも認定を取得する価値があります。

#### ② 「3千円の寄付者×100人」の絶対値基準が利用できます。

これまで、事業型 NPO 法人が認定取得をする際の最大の難関は、PST でした。 従来は「総収入金額に占める寄付金収入が20%以上」という相対値基準しかなかったため、事業収入が大半を占める事業型NPOの認定取得は極めて困難でした。しかし、現在は「年3千円以上の寄付者 × 年平均100人以上」という絶対値基準が利用できます。この基準だと最低30万円の寄付金があれば、認定NPOへの道が拓けることになります。頑張れば、事業型NPOでもクリアできる数字だと思います。 これまで認定 NPO 法人は寄付収入が中心のいわゆる「寄付型・慈善型 NPO」だけの話と思われがちでした。しかし、今回の改正で事業収入が中心の「事業型 NPO」も取得が可能になり、メリットも格段に良くなっています。事業型でも認定取得を検討してみましょう!

# ③ 行政からの委託事業費や補助金は、 相対値基準の計算で分母から差し引けます。

事業型 NPO の中でも、行政(国・自治体・独立行政法人・国立大学法人・日本の加盟している国際機関等)からの委託事業費や補助金が多い場合は、昔からある相対値基準でもクリアできることが多いです。それは「(寄付金等収入/経常収入金額)≥20%」の計算式で、これらの委託費や補助金が分母となる経常収入金額から差し引けるからです。また、相対値基準では正会員の会費(一定割合まで)や役員からの寄付を分子に計上することができます。民間からの助成金も、多くの場合寄付扱い可能で分子に計上できます。

#### ④ サービスの利用者は、会員等に含まれないので、 共益要件(2号要件)もパスできます。

事業型 NPO の中には、サービス提供の仕組みが「会員制」になっている場合もあります。例えば、介護サービス、福祉有償運送や総合型地域スポーツクラブなどは会員でないとサービスが利用できないケースです。こうした場合、一見すると共益要件(会員等に対する物品販売やサービス提供等の割合が50%未満)に抵触しそうですが、多くの場合大丈夫です。単なるサービスの利用者は「会員等」から除外する規定が盛り込まれています。さらに、地域の助け合い事業など、会員向けであっても無償や実費精算レベルで提供される活動については、共益活動には含まれません。

 28
 第1章 NPO 法人とは?

 第1章 NPO 法人とは?

## ☑ 第1章のまとめ チェックリスト

する	~	き	こ	ع
----	---	---	---	---

チェック!

		·
1	改正NPO法や新寄付税制、NPO法人会計基準の概要を押さえる	
2	自団体の定款を最低1回はしっかり読む	
3	活動分野の追加やみなし総会決議など必要に応じて定款変更を行う	
4	改正NPO法に対応して最新の定款や役員名簿を提出・備え置く	
5	代表権の制限のある理事について「代表権喪失」の登記手続きを行う	
6	事業年度毎の事業報告書等は期限までに提出する	
7	NPO法や定款に基づいた組織運営を行う	

## した方がよいこと

1	自団体の目的・目標を再確認する	
2	「理事会主導型」「総会主導型」どちらが適しているか検討する	
3	自団体の会計基準に「NPO法人会計基準」を導入する	
4	組織基盤整備に必要な財源を確保する	
5	ホームページなどで自主的な情報公開を行う	
6	個人情報保護に取り組む	
7	改正NPO法や認定NPO法人制度に関する研修へ積極的に参加する	

#### してはいけないこと

1	自団体の定款を 1 度も読まない	
2	NPO法や定款を無視した運営を行う	
3	認証・認定関連の仕事を担当者だけに押し付ける	
4	事業報告書等を提出せず、登記もしない	
5	情報公開に積極的でない	

## するべきこと 図定編

1	<b>認定取得を目指すかどうかを検討・決定する</b> (総会や理事会などで組織決定する)		
2	PST やその	の他の要件を満たせそうか確認する	
3	必要に応じて定款の変更や役員の増員を行う		
	PST関連	会費の金額や会員特典の変更(1口は3千円に、賛助会員の特典廃止など)	
	役員要件	<b>役員の増員・交代</b> (他の同一法人の役員や従業員が1/3を超えている場合	\$)
	表決権	各社員の表決権が平等か確認 (平等でない場合は定款を変更)	
4	認定取得を	主事業計画や活動予算に盛り込む	
	担当者	認定取得の担当理事・スタッフ等を決める	
	経理体制	会計ソフト購入費や専門家依頼費等を予算計上する	
	ファンドレイジング	「寄付のお願い」の郵送費やホームページの作成費なども計上する	
5	認定取得を	E目指すことを会員や支援者をはじめ、関係者に広く訴える	

チェック!

## した方がよいこと 認定編

1	今すぐに取得する計画がなくても、役員要件や経理体制などは整えておく	
2	「寄付者名簿」の作成を見据え、必要な情報を整理しておく	
3	認定取得後は、寄付者に寄付金控除などのメリットをしっかり伝える	
4	認定取得後は、役員の就職・兼務状況に注意する	

## してはいけないこと 図定編

1	最初から認定取得をあきらめる	
2	寄付者から寄付金控除を求められているのに、面倒なので取得しない	
3	認定取得自体が目的となってしまう	
4	寄付者を水増しするなど不正な手段で認定を申請する	
5	認定NPO法人ではないのに、認定NPO法人と表記する	
6	認定取得後、寄付者に対して領収書を発行しない	

第 1 章 NPO 法人とは? 第 1 章 NPO 法人とは? **31**